様式第17の4の7(第23条の9の3関係)

機能別運転資本計算表(レートベースの運転資本の算定)

| | | 音声伝送交換機能に係る運転資本の額 | データ伝送交換機能に係る運転資本の額 | SMS伝送交換機能に係る運転資本の額 |
|---|---|---|---|---|
| 運転資本(年額) | | | | |
| | 接続料原価 | | | |
| | ―)減価償却費 | | | |
| | ―)固定資産除却費 | | | |
| | ―)租税公課 | | | |
| | 小計 | | | |
| 接続料の収納までの平均的な期間 | | | | |
| 運転資本(期間額) | | | | |

注1　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハに掲げる機能をいう。

2　「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1(音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3　「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、同様式表2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)及び同様式表2の3(データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、様式第17の4の2表2及び同様式表2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。なお、同令第13条第6項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

4　「SMS伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1(音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)の「接続料原価」の「SMS伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

5　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。